

短期入所事業所 雑司谷

運 営 規 程

社会福祉法人 敬心福社会 池袋敬心苑

(令和7年8月1日改定)

社会福祉法人敬心福祉会 短期入所事業所「雑司谷」運営規程

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬心福祉会（以下「法人」という）が設置する。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設として短期入所サービスを提供する雑司谷（以下「事業所」という）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と障害者福祉の理念に基づき、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という）等を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、ならびに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(施設及び事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設及び事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：社会福祉法人 敬心福祉会 障害者支援施設 雑司谷
- (2) 所在地：東京都豊島区南池袋 3-7-8

第2章 職員の職種、員数および職務の内容

(職員)

第4条 施設に勤務する職種および員数は次のとおりとする。ただし、職員定数は、基準に示された所定の定数を下回らないものとする。また、法令に基づき兼務することができるものとする。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 施設長 | 1名（特別養護老人ホームと兼務） |
| (2) サービス管理責任者 | 1名（障害者支援施設と兼務） |
| (3) 生活支援員 | 1名（障害者支援施設と兼務） |
| (4) 看護職員 | 1名（障害者支援施設と兼務） |
| (5) 理学療法士又は作業療法士 | 1名（障害者支援施設と兼務） |

2 前項に定めるものの他必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第5条 職員は、法人・施設・事業所の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、予め理事長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) サービス管理責任者は面接、身上調査を行うとともに、個々の利用者についてアセスメント、短期入所生活支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (3) 生活支援員は、利用者の日常生活の介護、生活相談、利用者処遇の企画及び実施に従事する。
- (4) 看護職員は、利用者の看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。

第3章 利用定員

(定 員)

第6条 事業所の利用定員は、2名（併設型1名及び空床型1名）とする。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(短期入所支援計画の作成)

第7条 サービス管理責任者は、利用者について、サービスの内容を記載した短期入所生活支援計画を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得て交付するものとする。

(サービスの提供)

第8条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項については、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入 浴)

第9条 1週間に2回以上、入浴又は清拭を行う。ただし、利用者に傷病があったり、感染症疾患の疑いがあるなど、看護職員が入浴は適当でないと判断する場合にはこれを行わないことができる。

(排 泄)

第10条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

- 2 おむつを使用しなければならない利用者に対して適宜取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第11条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第12条 食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

- 2 食事の時間は概ね次のとおりとする。
 - (1) 朝食 7時30分～8時30分
 - (2) 昼食 12時00分～13時00分
 - (3) おやつ 15時00分～15時30分
 - (4) 夕食 18時00分～19時00分
- 3 予め連絡があった場合には、別に定めるところにより、衛生上又は管理上許容可能な一定時間、食事の取り置きをすることができる。
- 4 予め欠食する連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(送迎)

第13条 当事業所では、送迎の実施はおこなわないこととする。

(相談、援助)

第14条 事業所の職員は、常に利用者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第15条 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

(機能訓練)

第16条 利用者の心身の状態等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康保持)

第17条 看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(緊急時の対応)

第18条 利用者は、身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

- 2 職員は、ナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

- 3 利用者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(利用料等その他の負担の額)

第 19 条 事業所が施設サービスを提供した場合の利用者負担の額を以下のとおりとする。

事業所は、厚生労働省が定める基準により、当該施設サービスが法定代理受領サービスに該当する場合には、区市町村が定める利用者またはその扶養義務者が負担すべき額（以下「利用者負担金」）の支払いを受ける。ただし、法による特別な措置、区市町村による特別な取り扱いの適用を受ける場合には、その額とする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを別途受けるものとする。
- 3 前項の外、利用者の選択に資するその他の費用として、重要事項説明書に掲げる費用の支払いを受ける。
- 4 前項の利用者の負担となる利用料等の額について利用者は、事業所の定める期途、事業所が指定する方法により納入するものとする。
- 5 事業所は、サービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容、費用について記載した重要事項説明書に基づき説明し、利用者の同意を得るものとする。

(利用者負担金等を滞納したときの措置)

第 20 条 利用者が正当な理由なく利用者負担金等を 3 ヶ月以上滞納したときは、新たに 3 ヶ月の猶予期間を設けた支払期限を定め、その期限までに支払いがない場合には、施設は、サービス提供の中止又は利用契約の解除をすることができるものとする。

(利用者支払い証明書の交付)

第 21 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、利用者からの請求により、施設サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

第 5 章 施設・事業所の利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

第 22 条 利用者は、施設長や医師、看護師、介護職員、生活支援員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦及び融和に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第 23 条 利用者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとするときは、その都度外出・外泊先、用件、施設・事業所へ帰着する予定日時等を書面をもって施設長に届け出るものとする。

(面 会)

第 24 条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、利用者又は外来者がその旨を施設長にて届け出るものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(健康留意)

第 25 条 利用者は努めて健康に留意するものとする。

(衛生保持)

第 26 条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持を心掛け、また法人に協力するものとする。

(施設・事業所内の禁止行為)

第 27 条 利用者は、施設・事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり他人を排撃したりすること。
- (3) 指定場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設・事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設・事業所もしくは備品等に損害を与え、又はこれらを施設・事業所外に持ち出すこと。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 28 条 事業所は、非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとし、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

- 2 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいたときは、ナースコール等最も適切な方法で職員まで事態の発生を知らせるものとする。

第 7 章 その他運営についての重要事項

(利用資格及び利用期間)

第 29 条 利用資格は、区市町村から短期入所の利用について支給決定を受けた者とし、利用期間は、市町村の支給決定期間内並びに 1 ヶ月の支給量の日数期間内とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第 30 条 当施設・事業所の利用にあたっては、予め入所申込者及び身元引受人に対し本運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で利用契約を締結するものとする。

- 2 当施設の運営規定等重要事項については事業所内に掲示、もしくは閲覧可能な形で据え置くこととする。

(施設・設備)

第 31 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置くなど、占用してはならないものとする。
- 3 施設・設備等の維持管理は、職員が行うものとする。

(苦情処理)

第 32 条 利用者又は身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができ、その場合速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法・結果について利用者又は身元引受人に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりとする。

(損害賠償)

第 33 条 事業所の提供するサービスにより、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

- 2 利用者は、故意に施設（設備及び備品）に損害を与えた場合にその損害を賠償し、又は現状に回復しなければならない。
- 3 第 2 項に関わる損害賠償の額は、利用者の収入及び事情を考慮して減免することがある。

(職員の研修)

第 34 条 職員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

(秘密保持)

第 35 条 事業所及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

(虐待の防止のための措置)

第 36 条 事業所は、利用者人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、虐待の防止のための責任者及び委員会を設置するとともに、委員会の定期的な開催、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置、従業者に対する研修を実施する等の必要な措置を講じる。

- 2 虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

(感染症対策の強化について)

第 37 条 感染症の発生及びまん延の予防等に資するため、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施を行うものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

(業務継続に向けた取組の強化について)

第 38 条 感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等（BCP）の策定、定期的な研修及び訓練の実施を行うとともに、当該計画を定期的に見直し、必要に応じ変更するものとする。

(ハラスメント対策の強化について)

第 39 条 適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行うものとする。

(事業の主たる対象者)

第 40 条 事業の主たる対象者とする障害の種類を次のように定める。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者（重複障害として身体障害を有する者）

第 8 章 雑 則

(委 任)

第 41 条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改 正)

第 42 条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人敬心福社会理事会の議決を経るものとする。

(附 則)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

令和 03 年 4 月 1 日より施行する。

令和 06 年 4 月 1 日より施行する。(令和 6 年 3 月 18 日 理事会承認)

